

令和 8 年第 9 回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 9 月 2 8 日（月曜日） 1 日間

2. 場 所 三股町役場 4 階第 1 会議室

時 間 9 時 0 0 分開会

3. 会期日程 9 月 2 8 日（月曜日）

議 案 審 議

出席者

1 番委員	小倉	休幸
2 番委員	大脇	辰美
3 番委員	松山	喜一郎
4 番委員	下石	寅男
5 番委員	池脇	阿寿紗
6 番委員	内田	豊和
7 番委員	溝口	良信

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局 局 長

事務局 局長補佐

事務局 主 幹

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和 8 年第 9 回三股町農業委員会総会を開催いたします。池脇委員におかれましては、開始時間より遅れて議案審議に参加する予定です。現時点で定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第 1、会議録署名委員に 1 番委員の小倉委員、2 番委員の大脇委員を指名いたします。続きまして、日程第 2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日 1 日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日 1 日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第 3、報告第 16 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第 16 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について報告するもので、合計 5 件 8 筆 9,997 m²、うち田が 8 筆 9,997 m²でございます。詳細につきましては、機構法による合意解約が総会資料 2 頁 66 番から 3 頁 70 番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第 4、報告第 17 号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第17号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計21件52筆29,623㎡、うち田が52筆29,623㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が5頁5番から7頁17番、機構法に関する総会資料が8頁3番から9頁10番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計1件1筆273㎡、うち田が1筆273㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第41号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料11頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号59番、受付年月日：令和8年9月10日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 宮村字木場田1666番、地目：田、面積273㎡、所有権移転（贈与）となっております。受人は、町内にて農地約1.5haを利用して、主に露地野菜を栽培される推薦農業者で、農作業歴は56年です。労働力は申請人と妻の2名で、トラクター、田植機などの農業機械を所有しています。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

4番委員（下石 寅男）

受付番号59番は9月26日に第2ブロック委員2名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は申請地隣を耕作されており、申請地が狭く耕運機が回転できない状態なので、受人に贈与し、一緒に耕うんしてもらうという事でした。受人は谷地区に住んでいて水稻を中心に農業経営を行っております。

す。農地は全て耕作しており、機械能力、農作業に従事する家族は2名です。状況から見ても効率的に利用できるの見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題ないものと判断し、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の許可について受付番号59番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請の受付番号59番の許可について許可することに決定いたしました。続きまして日程第6、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計2件2筆681㎡、うち畑が2筆681㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料13頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号29番、受付年月日：令和8年9月8日、受人：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：樺山字下沖5235-7、登記地目：畑、面積：551㎡です。売買による所有権移転となっており、転用目的は、建売住宅2棟、資金計画は自己資金になります。こちらの農地につきましては第一種住居専用区域にある農地で、農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員 (小倉 休幸)

受付番号 29 番は 9 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。申請地は現在、登記地目が畑で非耕作地となっておりましたが、今回宅地建物取引業者の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が譲受をし、2 棟の建売住宅を建設するものであります。生活排水については公共下水道に接続、雨水については東側道路側溝へ接続し、特に問題ないものとし許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないので、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 30 番、受付年月日：令和 8 年 9 月 10 日、受人：〇〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇〇、申請地：宮村字植木 2876-2、登記地目：畑、面積：130 m²です。売買による所有権移転となっており、受人は申請地の隣接地で美容室を経営しており、駐車場が不足しているという事で、転用目的は駐車場となっております。資金計画は自己資金となります。こちらの農地につきましては第一種住居専用区域にある農地で、農地法施行規則第 4 4 条第 3 号により第 3 種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1 番委員 (小倉 休幸)

受付番号 30 番は 9 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲受人は申請地に隣接する土地で美容室を営営しておりますが、駐車場が狭い事と県道からの進入に支障がある為、今回申請地を購入する事で利用者の利便性を図り駐車場不足解消にも繋がるものであります。雨水は地下浸透もしくは南北道路側溝へ排水するもので、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないので、議案第42号農地法第5条の規定による許可申請の承認につい

て、受付番号 29 番と 30 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 4 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の受付番号 29 番と 30 番を承認することに決定いたしました。ここで、池脇委員が到着しましたので、議案審議に参加することを許可します。（池脇委員 入室）

続きまして、日程第 7 議案第 4 3 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 3 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が 1 4 頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 4 3 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 4 3 号、令和 8 年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第 8 議案第 4 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 4 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計 4 件 6 筆 5,878 m²、うち田が 4 筆 3,990 m²、畑が 2 筆 1,888 m²でございます。利用

権設定につきまして合計 20 件 38 筆 25,672 m²、うち田が 33 筆 19,871 m²、畑が 5 筆 5,801 m²でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料 1 6 頁 61 番から 64 番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料 1 7 頁 330 番から 2 0 頁 349 番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

2 番委員（大脇 辰美）

1 7 頁 330 番についてですが、〇〇〇〇氏が推進委員になっておりますが、7 月 1 9 日で任期満了を迎えていますが、どういう事でしょうか。

事務局

この件は事務局で確認をいたします。

議長（溝口 良信）

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第 4 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料 1 6 頁 61 番から 64 番まで、利用権設定に関する総会資料 1 7 頁 330 番から 2 0 頁 349 番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 4 4 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。9 月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議

長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第9回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10 時